

第十三回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第二十六号

昭和二十七年三月四日(火曜日)

午前十一時三十八分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 有田 二郎君

川野 芳満君 清水 逸平君

三宅 則義君 宮崎 晴君

宮原幸三郎君 高田 富之君

久保田鶴松君 中野 四郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

委員外の出席者

大蔵事務官 磯江 重泰君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月三日

委員有田二郎君、宮腰喜助君、前田

榮之助君及び上林與市郎君辭任につ

き、その補欠として安部俊吾君、大

西正男君、松尾トシ子君及び久保田

鶴松君が議長の名で委員に選任さ

れた。

同月四日

委員安部俊吾君及び大西正男君辭任

につき、その補欠として有田二郎君

及び宮腰喜助君が議長の名で委員

に選任された。

三月一日

農業共済再保険特別会計の歳入不足

を補てんするための一般会計からす

る繰入金に関する法律案(内閣提出

第四三三号)

同月四日

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四三三号)

同月三日

公務員の退職給付制度確立に関する

請願(早川崇君紹介)(第一〇九二号)

台湾における外地資産補償に関する

請願(今井耕君紹介)(第一〇九二号)

同(鈴木幹雄君紹介)(第一〇九三三三)

映写機等に対する物品税撤廃の請願

(鈴木仙八君紹介)(第一〇九四号)

水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤

廃の請願(宮藤新八君紹介)(第一〇

九五号)

マツチに対する物品税撤廃の請願

(宮藤新八君紹介)(第一〇九六号)

たばこ小売人の利益率引上げに関す

る請願(宮藤新八君紹介)(第一〇九

七号)

旧陸軍共済組合員に年金交付に関す

る請願外一件(淵通義君紹介)(第一

一〇二二号)

同(船田幸二君紹介)(第一一〇三三三)

同(星島二郎君紹介)(第一一〇四四四)

同外一件(川島金次君紹介)(第一一

三八号)

同(大泉寛三君紹介)(第一一六二二二)

石油関係関税の免税措置延期に関す

る請願(勝間田清一君紹介)(第一一

三五五号)

同(山田鶴吉君紹介)(第一二五七七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農業共済再保険特別会計の歳入不足

を補てんするための一般会計からす

る繰入金に関する法律案(内閣提出

る繰入金に関する法律案(内閣提出第四三三三号) 提出予定法案について説明聴取

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

去る三月一日付託に相なりました農

業共済再保険特別会計の歳入不足を補

てんするための一般会計から繰入金

金に関する法律案を議題といたしまし

て、まず政府当局より提案趣旨の説明

を聴取いたします。西村大蔵政務次

官。

農業共済再保険特別会計の歳入不

足を補てんするための一般会計から

繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入

不足を補てんするための一般会

計から繰入金に関する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会

計歳入不足を補てんするた

め、昭和二十七年四月にお

いて、一般会計から、七億一千七百

八十七万五千円を繰り入れること

が、農業共済再保険特別会計の歳入

不足を補てんすることにより、借

入金によることは適當でないと考えら

れますので、これを一般会計からの繰

入金によつて、補填することとしたし

たいのであります。

なおこの繰入金につきましては、そ

の性質にかんがみまして、将来農業共

済再保険特別会計の歳入不足の経理状

態が健全となり、決算上の剰余を生じ

ました場合には、この会計の再保険金

支払基金勘定に繰り入れるべき金額を

除き、これを一般会計へ繰りもどさな

ければならないこととしておりま

あるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

○西村(直)政府委員 ただいま議題とな

りました農業共済再保険特別会計の

歳入不足を補てんするための一般会計

から繰入金に関する法律案につきま

して、その提案の理由を御説明申し

上げます。

昭和二十五年年度において風水害等が

異常に発生いたしましたため、農業共

済再保険特別会計の歳入不足におけ

る再保険金の支払いが増加し、その支

払に七億一千七百八十七万五千円

の不足を生ずる結果となりました。こ

の財源の不足を補填するには、農業共

済再保険特別会計法の規定により、借

入金をすることもできるのであります

が、均衡財政の見地から見まして、借

入金によることは適當でないと考えら

れますので、これを一般会計からの繰

入金によつて、補填することとしたし

たいのであります。

なおこの繰入金につきましては、そ

の性質にかんがみまして、将来農業共

済再保険特別会計の歳入不足の経理状

態が健全となり、決算上の剰余を生じ

ました場合には、この会計の再保険金

支払基金勘定に繰り入れるべき金額を

除き、これを一般会計へ繰りもどさな

ければならないこととしておりま

す。以上がこの法律案の提出の理由であ

ります。何とぞ御審議の上、すみやか

に御賛成あらんことをお願い申し上げ

ます。

○佐藤委員長 本案に対する質疑はあ

とまわしといたします。

○佐藤委員長 議案審査の進捗をはか

るため、この際大蔵当局より、本三月

中に提出を予定せられております法

案、及び重要法案についての概略につ

いて、説明を聴取いたしておきます。

○西村(直)政府委員 お手元に「国会

未提出法律案件各調」という二枚のも

のがございますのと、いま一つは「第

十三回国会提出予定法律案」「大蔵省

と書きまして五、六枚の表みたいにな

つたものと二つございまして、これを

あわせまして、私並びに説明員の方か

ら概略御説明申し上げたいと思いま

す。

実は大蔵省提出の関係のみならず、

政府一般の提出の関係がやや遅れてお

りますことは、まことに申訳ないので

あります。その事情は、一つは司令

部の切りかえ等、いわゆる独立のため

に今回提案せねばならない切りかえ関

係の法案が相当多いのと、それからそ

れに関連いたしました、大蔵省のみな

らず、関係省間あるいは関係当局との

間の折衝が、事務が非常に複雑いたし

ております関係から、やや遅れがちで

あります。この点につきましてはま

ことに申訳なく、私どもも極力督促を

いたしたいと思つておるのでありま

す。そこでたゞいままで三月十日を基準にいたしまして、「国会提出可能な案件」というものが、ここにAと書いてございます十六案件であります。それからその次に、次ページになります「閣議未決定案件」でありますけれども、大体この国会中にぜひお願いしたいと思ひますが、信用保証協会法案というところまでござい

それからその次にCの「提出時期未定の案件」でございます。これはなお政府等において案を練つております。あるいはまだ案に着手し始めた程度のものであります。まだ提出申し上げるやいなやというところが未決定のものでござい。しかしこの中には今回調印されました行政協定等に関連するところの諸般の措置、たとえば6、7、8、9というようなものは、おそらくこれはどうしてもこの会期、特にものによつては会計年度中に御審議を結了せられるように、お願いをしなければならぬ法案ではないか、こう考えられるものも含んでおるものであります。そこで特にこの中でもつて予算等との関係から、四月一日を目ざして施行せねばならぬ案件を、ちよつと御参考までにおしるしを願ひたいと思ひます。もちろんこれは国会の審議を前提として

でござい。かりに目標といたしますれば、四月一日施行せねばならぬ法案と申しますのは、Aの「閣議決定案件」の第一の日本専売公社法の一部を改正する法律案、二番目の国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、三番目の農林漁業資金融通特別会計法の一部改正、それから四番目の漁船再保険特別会計法の一部改正、それ

昭和二十七年三月八日印刷

から五番目の漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失補填でござい。それから七番目の郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部改正、それから八番目の関税定率法の一部改正、それから十三番目の当せん金附証票法の一部改正、十四番目の資金運用部預託金利率の特例に関する法律案、それから十五番目の一般会計の歳出の財源に充て

るための米国対日援助物資等処理特別会計から繰入金に関する法律案、それから十六番目の財産税等収入金特別会計法の廃止法案、それから飛びまして「閣議未決定案件」の中の、四番目の租税特別措置法の一部改正、それから五番目の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正、それから六番目の通商手続法の改正、それから七番目の資産再評価法の改正、それから八番目の国税徴収法の一部改正、これだけは特に四月一日施行を目ざして、会計年度とも

に切りかえをしなければならぬと思つておる法案であります。それらの閣議決定になりました案件につきましては、その要綱としてはお手元に配付になっております法律案を、今練つております最中であり。それからBの「三月中旬に提出可能な案件」の中の農林共済再保険特別会計法の一部改正、それがやはり四月一日施行を目ざしてあります。それから三番目の食糧管理特別会計法の一部改正、それから四番目の国立病院特別会計所属の財産の譲渡に関する特例法案、それから七番目の貴金屬管理法の一部改正、こういうことになっておるわけであり。あと期限的に少し関

昭和二十七年三月十日発行

係を持つのが、やはり日米安全保障條約關係の課税あるいは所得税法、関税、軍票、国有財産特別措置、こういうものはおそらくあるいは行政協定との関連において、多少期限の制約を受けるのではないかと考えられておるわけであり。以上が大体三月十日までに国会に提出できる閣議決定済みの中で、四月一日の分とそうでない分を申し上げ、それから三月中旬に提出ができて、しかもその中で四月一日施行という制約を受ける性格を持つておる法案の、大筋を申し上げたわけであります。これを件数にいたしますと、三月十日までに提出できるものであります。閣議が済んでおりますものは十六でござい。それから閣議未決定のものも十

ござい。それから三月中旬に出せるものが十三、未定のものが十四、こういうかつこうになつて、五十三件の中で三十九件が、おそらく少くともこの国会においては、御審議を願ひなければならぬ法案ではないか、こう考えられておるわけであり。できるだけ督促を申し上げます。なおこの中で特に私どもの方から申し上げるのはいささか越えではあります。一応重要と申しますか、御審議に深くお入りになる法案として、私どもが想像いたしておりますものの中の大きいものを申し上げますと、そのAの一の閣議決定案件のうちの8の関税定率法等の一部を改正する法律案、これがやはりいろいろ御意見の出る問題ではないかと思つておるのであります。それから9の国有財産特別措置法は後ほど説明いたしますが、新しい性格のものでござい。それから12の

国民貯蓄債券法も新しい性格のものでござい。それから「閣議未決定案件」の中の特定道路整備事業特別会計法は、例の有料道路としての基本法が出ますそれに関連する特別会計であります。それから「三月中旬に提出可能な案件」の中の製塩施設法案でござい。それから4の国立病院特別会計所属の財産の譲渡、これは国立病院の移管に關して問題があるのではないかと考えられます。それからBの8の中

のブランド輸出の為替損失補償法案、これは新しい一つの性格を持つてあります。それから11、12はよく世間で論議されておりますいわゆる投資銀行、長期信用銀行法あるいは貸付信託法、あるいは13、これはおそらく議員の方から提出になるのではないかと思ひます。信用保証協会法、こういうようなものが比較的内容の深い法案ではないかと考えております。そのほか行政協定に伴う關係のもの、それから臨時金利調整法及び日本銀行法の一部改正、銀行法の一部改正、貸金業等の取締に關する法律を廃止する法律案、これらはまだ政府内部におきまして、国会の御審議をお願いするやいなやにつきましても、またその法案をまとめるやいなやにつきましても、ほとんど未定の状態でござい。一応概括的に申し上げまして、なお個々の法案の内容につきまして、説明員からちよつと御説明申し上げます。

○佐藤委員長 ちよつと速記をやめてください。
〔速記中止〕
○佐藤委員長 速記を始めて。
本日はこの程度にとどめ散会いたします。次会は明五日午前十時より開会

いたします。
午後零時二十六分散会
第十三回衆議院大蔵委員會議録第十二号中正誤
頁段 行 誤 正
六五 二〇 又は 若しくは

衆議院事務局

印刷者 印刷 行